

被災者を雇い入れたり、再雇用して職業訓練を行う 中小企業事業主のみなさまを応援します!

- **成長分野等人材育成支援事業^(※)を拡充し、東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合は、業種を問わず訓練費を助成します。**

※ 健康、環境分野および関連するものづくり分野において、期間の定めのない従業員を雇い入れ、または他の分野から配置転換し、Off-JT(通常の業務を離れて行う職業訓練)を実施した事業主に対して、訓練費用の助成を行う制度

- **労働者に仕事をさせながら訓練を行うOJTも助成対象になります。**

支給対象事業主の主な要件

1. 雇用保険の適用事業主であること
2. 次の①または②に該当する中小企業事業主であること

- ① 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち、災害救助法適用地域(以下「特定被災地域」)に所在し、以前雇用していた労働者を再雇用^(※1)し、以前とは異なる職種や職場環境の下で円滑に就業させるために、Off-JTのみ、またはOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行う事業主であること
- ② 新規に雇い入れた被災離職者等^(※2)に、Off-JTのみ、またはOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行う事業主であること

※1 以前に雇用していた労働者で、平成23年3月11日以降同年7月10日までの間に離職した人を、雇用期間の定めのない労働者として再び雇い入れる場合をいいます。(雇用保険の特例により休業していた労働者を復職させる場合を含みます)

※2 以下の(1)または(2)に該当する人をいいます。

(1) 平成23年5月1日以前に雇用期間の定めのない労働者として雇い入れた労働者であり、以下の①～③の全てに当てはまる人

- ① 東日本大震災発生時に特定被災地域において就業していた
- ② 震災後に離職し、その後安定した職業についたことがない
- ③ 震災により離職を余儀なくされた

(2) 特定被災地域に居住する平成24年3月以降卒業予定の新規学卒者

支給額・支給対象となる訓練コース・手続きについては、
裏面をご覧ください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL230725開発01

支給対象となる職業訓練計画・職業訓練コース

職業訓練コースとは、訓練目標ごとに設定される一連のカリキュラムのことです。助成金の支給を受けるには、1つ以上のコースから成る職業訓練計画を作成していただきます。職業訓練計画は、以下の要件を満たすことが必要です。

1. 新たに配属した職種・部門の業務に関する訓練であること
2. 1コースの訓練時間が**10時間以上**であること
(助成対象の上限は、対象労働者1人当たり3コース)
3. 職業訓練計画の実施期間が、原則**1年**であること
(ただし、必要な時間数が確保される場合には、6カ月以上)

◆OJTによる職業訓練を行う場合、以下の要件を満たすことが必要です。

- ① 対象労働者の職業訓練計画全体を通じて、少なくとも1コースにはOff-JTによる訓練が含まれていること
- ② 専門的な知識、技能を有する指導員・講師により行われるものであること
- ③ OJTによる職業訓練の時間数が、訓練計画全体の総時間数の9割以下であること

支給額

Off-JTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成します。

(1コース当たりの上限は、合計**20万円**(※) 1人当たり**3コース**まで)

※ 大学院をOff-JTで利用した場合には、50万円を上限とします。

受給手続き

職業訓練計画を作成し、労働局またはハローワークに提出

労働局またはハローワークが職業訓練計画を認定

職業訓練計画に基づき訓練を実施

訓練終了後、2カ月以内にハローワークに支給申請し、受給

職業訓練計画の審査には時間がかかりますので、訓練開始1カ月前までに申請してください。

【注意事項】

この奨励金は、「キャリア形成促進助成金」など職業訓練を対象とする他の助成金と同一の事由で同時に支給を受けることはできませんので、ご注意ください。

◆詳細は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。